

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aに運転手として就労していたが、平成〇年〇月〇日、倉庫でトラックに苗物の入ったトレーを積み込む作業中に、足を滑らせ、同時にトレーがトラックの溝に引っ掛かったため、左頸部から左肘と左手指に衝撃を受けて負傷した。

請求人は、負傷後も作業を続け、自宅で湿布薬を貼付していたが、首の痛みが治まらず、起きられなくなったことから、平成〇年〇月〇日にB整形外科に受診したところ「外傷性頸部症候群、左上腕骨内側上顆炎、腰痛症」と診断され、治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第1 4級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴や医証等から左肩関節の機能障害及び頸部周辺や左上肢に残存する神経症状であると認められる。

(2) 左肩関節の機能障害についてみると、平成〇年〇月〇日付けC医師作成の障害補償給付支給請求書裏面の診断書等において、前方挙上120°とされているが、上記診断書やC医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日付け意見書（以下「平成〇年意見書」という。）のいずれにも左肩に係る傷病名は付されておらず、また、C医師も平成〇年意見書において述べているように、頸部の痛みによる可動域の制限と判断されることから、左肩関節の機能障害として評価することはできない。

(2) 頸部周辺や左上肢に残存する神経症状についてみると、C医師は、上記診断書において、左手指のしびれ等について指摘するとともに、平成〇年意見書において、要旨、「両頸部痛・左鎖骨近く前胸部痛・左拇指・示指の疼痛残っている。右側屈、伸展での疼痛は改善したが残っている。頭痛は気圧低下時にあり。頸部痛は右より左に強く、冷えると左肩外旋で頸部の疼痛増悪する。左示指でしびれあり。」と述べ、また、D医師は、「頸部痛、頸部運動時痛。頸筋・項筋圧痛。頸部右回旋時に左肩～上肢痛を認める。局所神経症状の残存と判断する。」と意見している。

当審査会において、請求人の自訴と関係する医証等を精査したところ、請求

人に残存する神経症状は「局所神経症状の残存」に該当するとのD医師の意見は妥当なものであり、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」として障害等級第14級に該当するものと判断する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。